

千葉県立大多喜高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

はじめに

千葉県立大多喜高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下、「法」という。）に基づいて、「いじめ防止基本方針」を以下のとおり定めます。

◎いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは「本校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

2 いじめ防止対策のための基本理念

本校は、いじめ防止対策のための基本理念を次のとおり定めます。

いじめは重大な人権侵害であり、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じさせ、また不登校の原因となり生徒の教育権を著しく侵害するなど、極めて不幸な事態を引き起こす憂慮すべき問題である。

安心・安全が最優先さなければならぬ学校において、いじめは絶対に許されない行為である。よって、本校は、いじめ根絶に向け、いじめ防止・早期発見・いじめへの対処・地域や家庭及び関係機関との連携をより実効あるものにするため、最大限の努力をする。

法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を決して行わない。

3 校内防止対策組織

本校におけるいじめ防止の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を次のとおり設置します。

(1) 構成員

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、衛生主任、教育相談担当職員、情報担当職員、道徳教育推進教師、養護教諭、学年主任、（スクールカウンセラー）。その他必要に応じ、生徒会の代表、保護者の代表、警察、学校医等に委嘱する場合がある。

(2) 日常的業務における協議

教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、衛生主任、教育相談担当職員、情報担当職員、道徳教育推進教師、養護教諭、学年主任、（スクールカウンセラー）

(3) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、衛生主任、教育相談担当職員、情報担当職員、道徳教育推進教師、養護教諭、学年主任、（スクールカウンセラー）、その他必要に応じ、当該いじめ事案に関係する職員に参加を依頼する。

(4) 重大事態の場合

県教委と連携してスーパーバイザーや福祉に関する有識者等を要請する。

4 未然防止の取組

いじめ防止は、心の教育を重点目標の第1に据え、授業や部活動、集会やホームルームなど教育活動全体をとおして推進するものとし、「いじめは人として、絶対にしない・させない・許さない」を合い言葉に、いじめ根絶の雰囲気为学校全体に醸成します。⑦

(1) 道徳教育・人権教育の推進

- ア 道徳教育・人権教育の推進を図り、「自己を大切に他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重し合える態度の育成」に努める。
- イ 「いのちを大切に作るキャンペーン」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援する。
- ウ インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として、情報モラルやサイバー犯罪等の講演会を実施する。
- エ 県学校ネットパトロール実施についての注意喚起を行う。
- オ いじめに限らず、暴力・暴言などを校内外から排除する指導を展開する。

(2) 職員研修会の実施

- ア 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開に向けての授業改善⑩、教育相談的手法の生徒指導法の研究、情報端末ツールを扱ったいじめへの対応などに関し、年間計画に則り職員研修会を実施する。
- イ 過度の競争意識を助長したり、勝利至上主義を追認する等により、教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。
- ウ いじめに関する学校としての注意義務の確認について
 - ・一般的な安全注意義務
 - ・いじめの本質を理解する義務
 - ・生徒の動静把握義務
 - ・いじめの全容解明努力義務
 - ・いじめの防止措置義務
 - ・保護者に対する報告・協議義務

5 いじめの早期発見

- ア 状況把握のため、日常の生徒観察、定期的なアンケートの実施、相談・通報窓口の周知に努める。
- イ 個別面談や教育相談の体制を強化する。
- ウ 保護者面談により兆候の把握、相談の聴取、連絡方法の確認を着実にを行う。
- エ 「いじめゼロ宣言」の広報により『話す勇氣』・『止める勇氣』の醸成を図る。

6 いじめに対する措置

(1) いじめを認知した場合

- ア 発見者等は、当該生徒の関係職員に速やかに報告し、関係職員を経由して管理職員に報告する。
- イ 校長は、緊急会議等を招集する。
- ウ 関係機関への連絡、相談及び通報は、緊急の場合を除き管理職員が行う。
- エ 家庭への連絡・報告・相談は、原則として担任等学年が対応する。

被害生徒の心情を理解した具体的な対応

- ・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- ・今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
- ・細かな点に配慮した対応について具体例を示す。

オ 加害生徒、周辺生徒への調査を行う。

- ・聴取の体制、記録の保存（手書き、ワープロでまとめたもの両方）、聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間、暴言や威圧等の不適切な聴取方法の禁止。

カ 加害生徒が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するため、家庭謹慎または学校謹慎の措置をとる。

キ いじめの調査結果について被害生徒や保護者に情報提供するときは、教頭を含む複数の関係職員による家庭訪問を基本とするが、事前に保護者と協議する。また、加害生徒、保護者へいじめの事実を通知する場合も同様とする。

(2) 指導について

ア スクールカウンセラー等を活用し被害生徒の心のケアに努めると共に、必要とする期間の別室登校など安心して登校できる措置を講じ、保護者の理解と協力を得る。⑳

イ 加害生徒と被害生徒が接触することのないよう、必要とする期間加害生徒に対し出校停止等の措置をとり、保護者の理解と協力を得る。

ウ 加害生徒に対し、必要な教育的指導を加えるため特別指導に関する内規を見直し、関係生徒及び保護者に周知する。

エ 加害生徒・被害生徒という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対し、全校集会や学年集会等を企画し適切な指導を加える。

7 重大事態への対応 ㉓

重大事態とは、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき、また生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき。

ア 学校内及び教育委員会への報告、連絡

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
校長→学校安全保健課→教育長→知事
→指導課（二報以後の対応）

学校安全保健課安全室（043-223-4091）

指導課生徒指導室（043-223-4054）

※緊急時には、臨機応変な対応をする。

一報後、改めて、文書により報告する。

イ 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめ防止対策委員会の緊急会議組織を招集し、具体的な調査方法を検討する。

エ 必要に応じ、他の関係機関との連携を図る。

8 公表、点検、評価等

ア 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。

イ いじめ防止に関する項目を学校評価に係る生徒・保護者・職員に対するアンケートに加え、分析を行い、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

ウ 学校いじめ防止基本方針については，発生した事例を基に見直しを行う。